

中頓別町告示第 1 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2、第 167 条の 5 及び中頓別町財務規則（平成 25 年規則第 11 号）第 112 条の規定に基づき、制限付一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 9 日

中頓別町長 小林 生 吉

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 (仮称) 人生 100 年の学びの拠点 中頓別学園整備工事
- (2) 工 事 場 所 中頓別町字中頓別
- (3) 工 期 契約日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 工 事 概 要 建築物全体の面積 7,567.49 m²
 - ・増築部分 R C 造、一部木造、一部鉄骨造 2 階建て 3,773.09 m²（既存校舎に増築）
 - ・改修部分 既存校舎：R C 造 2 階建て 2,752.90 m²、既存体育館：鉄骨造、一部 R C 造 平屋建て 1,041.50 m²上記に伴う建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事（詳細は、別途閲覧に供する仕様書・図面による）
- (5) 週休 2 日工事 本工事は「週休 2 日工事」の対象工事である。受注者は契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。
- (6) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で入札を行うこと。

2. 入札参加に必要な資格要件

入札参加希望者は単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業の要件は（1）、特定建設工事共同企業体の要件は（2）とする。

(1) 単体企業の要件

ア、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における「建築工事業」の許可を有すること。

イ、競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定及び中頓別町入札参加資格関係事務取扱要綱に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、競争参加資格確認申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過しているものを含む。）であること。

ウ、暴力団関係事業者等であることにより、北海道及び中頓別町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- 工、北海道の令和５・６年度建設工事等競争入札参加資格者名簿において単体でＡ等級及び客観的要素評定数値が建築１,１００点以上を有する者であること。
- オ、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ、建設業法第３条第１項第２号に規定する特定建設業者であること。
- キ、北海道内に主たる営業所を有する者であること。
- ク、過去１５年間（平成２１年度以降）に、元請けとして施工した次の実績を有すること。
- ① 発注者 国、地方公共団体、建設業法施行令第４５条に規定する公共法人、建設業法施行規則第１８条に定める法人、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、公立学校共済組合
 - ② 構造 非木造、延床面積 ３,０００㎡以上
 - ③ 契約額 ５億円以上
 - ④ 種類 新築又は増築又は改築工事
- なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員として出資比率が２０パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- ケ、建設業法第２６条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置すること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。
- コ、本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。
- サ、現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- シ、本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- 受託者 株式会社 日建設計
- ス、入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- なお、シ及びスにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。
- （ア）資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４項に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
- ａ 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - ｂ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- （イ）人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ａについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く

- a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ）が地方の会社の取締役等を兼ねている場合
 - b 一方の会社の取締役等が、地方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
- （ウ）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- （2）特定建設工事共同企業体の要件
 - ア、共同企業体は、代表者が（1）の工及びサの要件を満たしていること。
 - イ、構成員の数は、2社又は3社であること。
 - ウ、構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。
 - エ、共同企業体の代表者は、（1）のアからウまで、オからコまで、シ及びスの要件をすべて満たしていること。
 - オ、各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
 - カ、共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。
 - キ、当該入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員または共同組合等の構成員として参加する者でないこと。
- 3. 競争入札参加資格確認申請書等の提出期間等
 - （1）申請書（紙による提出）
 - ア、入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書に（2）の書類（以下「関係書類」という。）を添付して提出しなければならない。
 - （2）添付書類
 - ア、制限付一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ、類似工事施工実績調書
 - 2の（1）のクに該当する工事を記載すること。
 - ウ、類似工事施工実績を証明する書面
 - 次の①から③のいずれかの書面を添付すること。
 - ① 契約書の写し及び特記仕様書、設計内訳書、設計図など、類似工事施工実績で求めている構造、面積、回数などが確認できる書面、並びに共同企業体協定書及び共同企業体協定書及び共同企業体附属協定書の写し（類似工事实績を建設工事共同企業体で受注している場合）
 - ② コリンズ登録の写し（ただし、類似施工実績で求めている項目が確認できる場合に限る。）
 - ③ 工事实績証明書（ただし、類似施工実績で求めている項目が確認できる場合に限る。）
 - エ、契約予定日において有効な経営事項審査結果（総合評価値通知書）の写し（有効期限切れ等により最新の審査基準日にかかる経営事項審査を申請中の場合は、受理済みの経営事項審査申請書の写し）。建設工事共同企

業体による申請の場合は、全構成員分を提出すること。

オ、特定関係調書

（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。また、建設工事共同企業体による申請の場合は、各構成員ごとに調書を作成すること。）

（３）提出期間等

ア、提出期間

公告の日から**令和 7 年 1 月 2 0 日（月）**まで（土日祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで。

イ、提出場所

北海道枝幸郡中頓別町字中頓別 1 7 2 番地 6

中頓別町役場建設課建設グループ

電話番号 0 1 6 3 4 - 8 - 7 6 6 5

ウ、提出方法

持参又は送付により提出すること。

なお、送付による場合は、提出者は提出した書類が受領されたことが確認できる方法で行い、提出期間内に提出場所へ到着すること。

（４）その他

ア、資料の作成に要する経費は、入札参加希望者が負担とする。

イ、提出された資料は、返却しない。

ウ、提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ、提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

4. 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書の提出期間等

特定建設工事共同企業体を結成し、入札に参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（以下「申請書」という）を紙により提出しなければならない。

（１）提出期間及び提出場所、提出方法

3 の（３）と同様に提出すること。また、3 の提出書類と同時提出でよい。

5. 入札参加資格の審査等

（１）入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2、第 167 条の 5 及び中頓別町財務規則（平成 25 年規則第 11 号）第 112 条の規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を**令和 7 年 1 月 2 7 日（月）**までに書面により通知する。

6. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（１）入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、**令和 7 年 2 月 3 日（月）**までに書面により説明を求めることができる。なお、書面は持参又は送付とし送付先は 3 の（３）のイとする。

（２）理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に書面により回答する。

7. 契約条項を示す場所

3の(3)のイと同じ。

8. 入札の方法等

- (1) 入札書は持参によるものとし送付は認めない。また入札者は指定時刻前に会場へ入室し待機すること。
- (2) 入札書には消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否か問わず、見積もった契約希望金額の110分の100の金額(税抜き)を記載すること。
- (3) 入札の執行回数は原則2回までとする。
- (4) **入札及び開札は令和7年2月12日(水) 午後1時より中頓別町役場会議室にて行う。**
- (5) 内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参し、開札後に担当職員に提出すること。

9. 入札の無効について

中頓別町財務規則に掲げる入札に関する条件のほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札。
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札。
- (3) 入札書に記名及び押印がない入札。
- (4) 1の入札者またはその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札。
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札。
- (6) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札。
- (7) 無権代理人がした入札。
- (8) その他入札に関し、不正の行為があった者のした入札。

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとするものが契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代わる担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。また、契約を締結する者が共同企業体の場合は、契約保証金は免除する。ただし、その者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

11. 落札者の決定方法等

- (1) 入札は入札価格が予定価格の制限の範囲内で最も低い価格を入札したものを落札者とする。
- (2) 入札価格が制限の範囲内で最も低い価格が2人以上あるときは、その者にくじを引かせて落札者を決定する。

12. 落札者と契約を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより中頓別町が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が北海道及び中頓別町の指名停止を受けた場合は、契約の締結

を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じた損害の賠償を請求することができない。

13. 契約書作成の要否

必要とする。

14. 予定価格等

- (1) 予定価格は事後公表する。
- (2) 最低制限価格は設定している。

15. 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 設計図書等は、閲覧期間中、インターネットにより閲覧、ダウンロードすることができる。

ア、閲覧期間 公告の日から**令和7年2月10日（月）**まで

イ、閲覧場所 中頓別町ホームページ

【行政情報>建築・土木>建築・土木の情報一覧のうち入札情報】

URL：<https://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp/bunya/48203/>

＊（注意）設計図面については意匠図の一部のみダウンロード可能であり、すべての設計図面の閲覧（受取）方法は別途様式「設計図書等閲覧申請書」に必要事項を記入の上、下記メールアドレスに送信願います。メール受信確認後、対応する設計図書等のダウンロード可能なURLを記載したメールを返信いたします。

【 設計図書等閲覧申請書の送付先 kenchiku@town.nakatombetsu.lg.jp 】

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア、受付期間 公告の日から**令和7年1月20日（月）**まで

イ、受付場所 3の（3）のイと同じ。

- (3) 質問に対する回答は、書面により回答し中頓別町ホームページにより閲覧に供する。

ア、閲覧期間 令和7年1月9日（木）から令和7年2月10日（月）まで

イ、閲覧場所 中頓別町ホームページ

【行政情報>建築・土木>建築・土木の情報一覧のうち入札情報】

URL：<https://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp/bunya/48203/>

16. 議会の議決に付すべき契約について

当該工事の契約締結は中頓別町議会の議決に付すべき契約となるので、落札後は仮契約とし、中頓別町議会の議決を経たときに本契約とする。なお、本契約は令和7年3月上旬から3月下旬を予定している。

17. 支払条件

- (1) 前金払

各会計年度毎にそれぞれの出来形部分等予定額の4割に相当する額以内とする。

- (2) 部分払

各会計年度において部分払いできる回数は、令和6年度0回、令和7年度1回、令和8年度1回とする。

- (3) 支払限度額

令和7年度 22.0パーセント

令和8年度 78.0パーセント

(4) 出来形部分等予定額

令和7年度 24.0パーセント

令和8年度 76.0パーセント

*支払は、各会計年度毎で行い以下によるものとする。

・令和7年度は支払限度額に対し前金払として4割以内、部分払として年度末に支払限度額から前金払を差し引いた額を支払う、ただし、(4)の出来形部分等予定額を完了していること。

・令和8年度は支払限度額に対し前金払として4割以内、部分払は1回行う、残額を工事完成払として支払う。

18. その他

- (1) 当該工事は既存建物を改修及び増築を行うが、増築工事の着手は補助金の関係上、令和7年7月1日以降の着手にしなければならないので留意すること。
- (2) この入札に参加する者は、建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (3) この入札は、取りやめること又は延期することがある。